

ガス個別要綱（シンプルガス）新旧比較表

新	旧	備 考
ガス個別要綱 (シンプルガス) 2026年 1 月 1 日実施 株式会社 C D エナジーダイレクト	ガス個別要綱 (シンプルガス) 2024年 8 月 1 日実施 株式会社 C D エナジーダイレクト	

新	旧	備 考
1. 用語の定義 本個別要綱において使用する「シンプルガス」とは、ガス基本契約要綱及び本個別要綱に基づきお客さまと当社との間で締結するガス需給契約をいいます。 2. 適用条件 本個別要綱は、一般ガス導管事業者（東京ガスネットワーク株式会社）の託送供給約款で定める供給区域のうち「東京地区等」に位置付けられる区域で、お客さまがシンプルガスを希望され、ENECHANGE株式会社（以下「ENECHANGE」といいます。）が当社の代理事業者として、<u>お客さまからの申し込み</u>を受付し、<u>お客さまと当社とが</u>合意したときに適用いたします。 3. 料金 (1) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は（2）(3)の規定により<u>調整単位料金</u>を算定した場合は、その<u>調整単位料金</u>を用います。）を適用して料金を算定いたします。 (2) 当社は、毎月、(3)②により算定した平均原料価格が(3)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により本個別要綱の各料金表の基準単位料金に対応する<u>調整単位料金</u>を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその<u>調整単位料金</u>を適用して料金を算定いたします。なお、<u>調整単位料金</u>の適用基準は、ガス基本契約要綱の別表第3のとおりといたします。 (算 式) ① 平均原料価格が基準平均原料価格<u>以上</u>のとき <u>調整単位料金</u>（1立方メートル当たり） ＝基準単位料金＋<u>原料費調整額</u>（0.081円×原料価格変動額／100円×<u>〔1＋消費税率〕</u>） ② 平均原料価格が基準平均原料価格<u>未滿</u>のとき <u>調整単位料金</u>（1立方メートル当たり） ＝基準単位料金－<u>原料費調整額</u>（0.081円×原料価格変動額／100円×<u>〔1＋消費税率〕</u>） (備 考) 上記①の算式により<u>調整単位料金</u>を算定する場合の原料費調整額は小数点第<u>3</u>位以下を切り捨てたものとし、上記②の算式により<u>調整単位料金</u>を算定する場合の原料費調整額は小数点第<u>3</u>位以下を切り上げたものといたします。 (3) (2)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。 ① 基準平均原料価格（トン当たり）	1. 用語の定義 本個別要綱において使用する<u>用語の定義は、次のとおりといたします。</u> (1) 「シンプルガス」とは、ガス基本契約要綱及び本個別要綱に基づきお客さまと当社との間で締結するガス需給契約をいいます。 2. 適用条件 本個別要綱は、一般ガス導管事業者（東京ガスネットワーク株式会社）の託送供給約款で定める供給区域のうち「東京地区等」に位置付けられる区域で、お客さまがシンプルガスを希望され、ENECHANGE株式会社（以下「ENECHANGE」といいます。）が当社の代理事業者として、受付し、合意したときに適用いたします。 3. 料金 (1) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は<u>3</u>(2)(3)の規定により<u>原料費調整単価</u>を算定した場合は、その<u>原料費調整単価</u>を用います。）を適用して料金を算定いたします。 (2) 当社は、毎月、(3)②により算定した平均原料価格が(3)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により本個別要綱の各料金表の基準単位料金に対応する<u>原料費調整単価</u>を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその<u>原料費調整単価</u>を適用して料金を算定いたします。なお、<u>原料費調整単価</u>の適用基準は、ガス基本契約要綱の別表第3のとおりといたします。 (算 式) ① 平均原料価格が基準平均原料価格<u>を上回る</u>とき <u>原料費調整単価</u>（1立方メートル当たり） ＝基準単位料金＋0.081円×原料価格変動額／100円×<u>〔1＋消費税率〕</u> ② 平均原料価格が基準平均原料価格<u>を下回る</u>のとき <u>原料費調整単価</u>（1立方メートル当たり） ＝基準単位料金－0.081円×原料価格変動額／100円×<u>〔1＋消費税率〕</u> (備 考) 上記①の算式により<u>原料費調整単価</u>を算定する場合の原料費調整額は小数点第 <u>3</u>位以下を切り捨てたものとし、上記②の算式により<u>原料費調整単価</u>を算定する場合の原料費調整額は小数点第 <u>3</u>位以下を切り上げたものといたします。 (3) (2)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。 ① 基準平均原料価格（トン当たり）	

新	旧	備 考
57,250円 ② 平均原料価格（トン当たり） ガス基本契約要綱の別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 （算 式） 平均原料価格 ＝トン当たりLNG平均価格×0.9479 ＋トン当たりLPG平均価格×0.0546 ③ 原料価格変動額 次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。 （算 式） イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格 4. その他 ① <u>ガス基本契約要綱5（使用の申し込み）</u>（1）の規定にかかわらず、お客さまが本個別要綱の適用を希望する場合は、あらかじめガス基本契約要綱及び本個別要綱、並びに託送供給約款におけるお客さまに関する事項を承諾し、またガスの供給に必要なお客さまの情報を当社、一般ガス導管事業者及びガス小売事業者との間で共同利用することを承諾のうえ、ENECHANGE 又はその指定店を通じて当社にガス使用の申し込みをしていただきます。なお、当該申し込みについては、ガス基本契約要綱5（使用の申し込み）（2）、（3）及び（4）が適用されるものといたします。 ② <u>ガス基本契約要綱2（ガス基本契約要綱及び個別要綱の変更）</u>（2）の規定にかかわらず、当社は、本個別要綱を変更した場合、変更後の個別要綱を <u>ENECHANGE のホームページ</u>に掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。なお、<u>ガス基本契約要綱</u>におけるインターネット上での開示は、ENECHANGE のホームページに掲示する方法を含むものといたします。 ③ 当社は、お客さまの名義、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、ガス使用量、料金その他の需給契約に係る事項について、ENECHANGE 又はシンプルガス販売の委託先に情報を提供すること及びENECHANGE 又はシンプルガス販売の委託先から情報の提供を受けることがあります。 ④ その他の事項については、ガス基本契約要綱を適用いたします。	57,250円 ② 平均原料価格（トン当たり） ガス基本契約要綱の別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 （算 式） 平均原料価格 ＝トン当たりLNG平均価格×0.9479 ＋トン当たりLPG平均価格×0.0546 ③ 原料価格変動額 次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。 （算 式） イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格。 4. その他 ① <u>基本要綱2（ガス基本契約要綱及び個別要綱の変更）</u>（2）の規定にかかわらず、当社は、本個別要綱を変更した場合、変更後の個別要綱を掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。なお、<u>基本要綱</u>におけるインターネット上での開示は、ENECHANGE のホームページに掲示する方法を含むものといたします。 ② 当社は、お客さまの名義、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、ガス使用量、料金その他の需給契約に係る事項について、ENECHANGE 又はシンプルガス販売の委託先に情報を提供すること及びENECHANGE 又はシンプルガス販売の委託先から情報の提供を受けることがあります。 ③ その他の事項については、ガス基本契約要綱を適用いたします。	

新	旧	備 考																																				
付 則 本個別要綱の実施期日 本個別要綱は、<u>2026年1月1日</u>から実施いたします。 (別表) 料金表 1. 適用区分 <table><tr><td>料金表A</td><td>使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。</td></tr><tr><td>料金表B</td><td>使用量が20立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。</td></tr><tr><td>料金表C</td><td>使用量が80立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。</td></tr><tr><td>料金表D</td><td>使用量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。</td></tr><tr><td>料金表E</td><td>使用量が500立方メートルを超え、800立方メートルまでの場合に適用いたします。</td></tr><tr><td>料金表F</td><td>使用量が800立方メートルを超える場合に適用いたします。</td></tr></table> 2. 料金表 ① 料金表A イ) 基本料金 <table><tr><td>1か月及びガスメーター1個につき</td><td>749.00円 (消費税等相当額を含みます。)</td></tr></table> ロ) 基準単位料金 <table><tr><td>1立方メートルにつき</td><td>145.31円 (消費税等相当額を含みます。)</td></tr></table> ハ) <u>調整単位料金</u> ロ) の基準単位料金をもとに<u>3</u>(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。 ② 料金表B イ) 基本料金 <table><tr><td>1か月及びガスメーター1個につき</td><td>1,046.00円 (消費税等相当額を含みます。)</td></tr></table>	料金表A	使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。	料金表B	使用量が20立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。	料金表C	使用量が80立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。	料金表D	使用量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。	料金表E	使用量が500立方メートルを超え、800立方メートルまでの場合に適用いたします。	料金表F	使用量が800立方メートルを超える場合に適用いたします。	1か月及びガスメーター1個につき	749.00円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	145.31円 (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき	1,046.00円 (消費税等相当額を含みます。)	付 則 <u>1.</u> 本個別要綱の実施期日 本個別要綱は、<u>2024年8月1日</u>から実施いたします。 (別表) 料金表 1. 適用区分 <table><tr><td>料金表A</td><td>使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。</td></tr><tr><td>料金表B</td><td>使用量が20立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。</td></tr><tr><td>料金表C</td><td>使用量が80立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。</td></tr><tr><td>料金表D</td><td>使用量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。</td></tr><tr><td>料金表E</td><td>使用量が500立方メートルを超え、800立方メートルまでの場合に適用いたします。</td></tr><tr><td>料金表F</td><td>使用量が800立方メートルを超える場合に適用いたします。</td></tr></table> 2. 料金表 ① 料金表A <u> </u>イ) 基本料金 <table><tr><td>1か月及びガスメーター1個につき</td><td>749.00円 (消費税等相当額を含みます。)</td></tr></table> ロ) 基準単位料金 <table><tr><td>1立方メートルにつき</td><td>145.31円 (消費税等相当額を含みます。)</td></tr></table> ハ) <u>原料費調整単価</u> ロ) の基準単位料金をもとに<u>3</u>(2)<u>及び</u>(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。 ② 料金表B イ) 基本料金 <table><tr><td>1か月及びガスメーター1個につき</td><td>1,046.00円 (消費税等相当額を含みます。)</td></tr></table>	料金表A	使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。	料金表B	使用量が20立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。	料金表C	使用量が80立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。	料金表D	使用量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。	料金表E	使用量が500立方メートルを超え、800立方メートルまでの場合に適用いたします。	料金表F	使用量が800立方メートルを超える場合に適用いたします。	1か月及びガスメーター1個につき	749.00円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	145.31円 (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき	1,046.00円 (消費税等相当額を含みます。)	
料金表A	使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。																																					
料金表B	使用量が20立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。																																					
料金表C	使用量が80立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。																																					
料金表D	使用量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。																																					
料金表E	使用量が500立方メートルを超え、800立方メートルまでの場合に適用いたします。																																					
料金表F	使用量が800立方メートルを超える場合に適用いたします。																																					
1か月及びガスメーター1個につき	749.00円 (消費税等相当額を含みます。)																																					
1立方メートルにつき	145.31円 (消費税等相当額を含みます。)																																					
1か月及びガスメーター1個につき	1,046.00円 (消費税等相当額を含みます。)																																					
料金表A	使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。																																					
料金表B	使用量が20立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。																																					
料金表C	使用量が80立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。																																					
料金表D	使用量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。																																					
料金表E	使用量が500立方メートルを超え、800立方メートルまでの場合に適用いたします。																																					
料金表F	使用量が800立方メートルを超える場合に適用いたします。																																					
1か月及びガスメーター1個につき	749.00円 (消費税等相当額を含みます。)																																					
1立方メートルにつき	145.31円 (消費税等相当額を含みます。)																																					
1か月及びガスメーター1個につき	1,046.00円 (消費税等相当額を含みます。)																																					

新		旧		備 考
ロ) 基準単位料金		ロ) 基準単位料金		
1 立方メートルにつき	1 3 0 . 4 6 円 (消費税等相当額を含みます。)	1 立方メートルにつき	1 3 0 . 4 6 円 (消費税等相当額を含みます。)	
ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		ハ) 原料費調整単価 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)及び(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		
③ 料金表C		③ 料金表C		
イ) 基本料金		イ) 基本料金		
1 か月及びガスメーター1 個につき	1 , 2 2 2 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)	1 か月及びガスメーター1 個につき	1 , 2 2 2 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)	
ロ) 基準単位料金		ロ) 基準単位料金		
1 立方メートルにつき	1 2 8 . 2 6 円 (消費税等相当額を含みます。)	1 立方メートルにつき	1 2 8 . 2 6 円 (消費税等相当額を含みます。)	
ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		ハ) 原料費調整単価 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)及び(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		
④ 料金表D		④ 料金表D		
イ) 基本料金		イ) 基本料金		
1 か月及びガスメーター1 個につき	1 , 8 8 2 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)	1 か月及びガスメーター1 個につき	1 , 8 8 2 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)	
ロ) 基準単位料金		ロ) 基準単位料金		
1 立方メートルにつき	1 2 4 . 9 6 円 (消費税等相当額を含みます。)	1 立方メートルにつき	1 2 4 . 9 6 円 (消費税等相当額を含みます。)	
ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		ハ) 原料費調整単価 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)及び(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		
⑤ 料金表E		⑤ 料金表E		
イ) 基本料金		イ) 基本料金		
1 か月及びガスメーター1 個につき	6 , 2 8 2 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)	1 か月及びガスメーター1 個につき	6 , 2 8 2 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)	

新		旧		備 考
ロ) 基準単位料金		ロ) 基準単位料金		
1 立方メートルにつき	1 1 6 . 1 6 円 (消費税等相当額を含みます。)	1 立方メートルにつき	1 1 6 . 1 6 円 (消費税等相当額を含みます。)	
ハ) 調整単位料金		ハ) 原料費調整単価		
ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		ロ) の基準単位料金をもとに3(2)及び(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		
⑥ 料金表F		⑥ 料金表F		
イ) 基本料金		イ) 基本料金		
1 か月及びガスメーター1 個につき	1 2 , 4 4 2 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)	1 か月及びガスメーター1 個につき	1 2 , 4 4 2 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)	
ロ) 基準単位料金		ロ) 基準単位料金		
1 立方メートルにつき	1 0 8 . 4 6 円 (消費税等相当額を含みます。)	1 立方メートルにつき	1 0 8 . 4 6 円 (消費税等相当額を含みます。)	
ハ) 調整単位料金		ハ) 原料費調整単価		
ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		ロ) の基準単位料金をもとに3(2)及び(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		